特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

譲渡資産の明細	種類	1		特別勘定金額の計算	特別勘定として経理した金額	6	円
	構造又は用途	2			繰入限度超過額	7	
	規模	3			特別勘定金額 (6)－(7)	8	
	所在地	4					
	譲渡年月日	5	年　月　日				

取得予定資産の明細	種類	9			
	構造	10			
	規模	11			
	所在地	12			
	取得予定年月日	13	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	措置法第65条の7第1項の表の該当号	14	措置法第　号該当	措置法第　号該当	措置法第　号該当

その他参考となるべき事項

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

1　この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである資産を届け出る場合に使用してください。

2　この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが２以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載してください。

3　「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載してください。

⑴　「種類１」欄及び「構造又は用途２」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

⑵　「規模３」欄は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を記載してください。

4　「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）の「特別勘定に経理した金額37」、「繰入限度超過額40」、「当初の特別勘定の金額41」の金額を移記してください。また、特別勘定を設けた資産が２以上ある場合には、各資産ごとのそれぞれの金額を個別に計算して記載してください。

5　「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載してください。

⑴　「種類９」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。

⑵　「規模11」欄は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。

⑶　「所在地12」欄は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載してください。
　なお、取得予定資産が船舶である場合は、「所在地12」欄の記載は要しません。

⑷　「措置法第65条の７第１項の表の該当号14」には、取得予定資産のその適用に係る表の該当番号を記載してください。

6　「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第65条の７《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載してください。